## <規約・規定>

### ひろしま地球環境フォーラム規約

(名称)

第1条 この団体は、「ひろしま地球環境フォーラム」(以下「本フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本フォーラムは、広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携しながら、環境にやさしい地域づくりを協働して進め、環境と経済が調和した活力ある地球環境保全型社会の創出に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 地球環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚
  - (2) 環境教育の推進
  - (3) 広島県環境基本計画の推進
  - (4) 地球環境保全に関する情報の収集及び提供
  - (5) 地域の環境保全活動への参画及び支援
  - (6) 環境に関する国際協力
  - (7) その他本フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 会員は次の各号に掲げる会員とする。
  - (1) 一般会員は、本フォーラムの目的に賛同する、企業、団体、行政とし、別に定める会費を納める。
  - (2) 賛助会員は、本フォーラムの目的に賛同する、個人、団体とし、別に定める会費を納める。
- 2 会員に関し、必要な事項は理事会において定める。

(入会)

第5条 会員は、理事会の承認を得て入会し、直近の総会において報告されるものとする。

(退会)

- 第6条 会員は退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
  - (2) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
  - (3) 会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。

(除名)

第7条 会員が本フォーラムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会において3 分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明 の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第8条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(役員)

- 第9条 本フォーラムに次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 理事 25 名以内(会長及び副会長を含む。)
  - (4) 会計監事 2名
- 2 理事及び会計監事は、総会において一般会員(団体又は企業にあっては、その代表者)の中から 互選により選任する。
- 3 会長、副会長は、理事の互選とする。

(役員の職務)

- 第10条 会長は、本フォーラムを代表し、本フォーラムの業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がその職を遂行できない事情が生じたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本フォーラムの業務を執行する。
- 4 会計監事は、本フォーラムの会計及び業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

- 第12条 本フォーラムに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は、自ら意見を述べることができる。

(総会)

- 第13条 総会は、一般会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回定期的に開催するほか、必要に応じ開催する。

- 3 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 総会は、一般会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決定する。
  - (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更(軽微な変更は除く。)
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) その他本フォーラムの運営に関する重要な事項
- 6 総会は、会長が効率的な総会運営のために必要があると認めるときには、書面によって表決する総会とすることができる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 2 理事会は、理事の過半数の出席で成立し、議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のと きは、会長の決するところによる。
- 3 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決定する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (3) 会費の免除に関すること。
  - (4) 収支予算の軽微な変更に関すること。
  - (5) その他総会の議決を要しない本フォーラムの業務の執行に関すること。
- 4 理事会は、前項第4号の事項を決定したときは、直近の総会において報告する。
- 5 理事会は、会長が効率的な理事会運営のために必要があると認めるときには、書面によって表 決する理事会とすることができる。

(幹事会)

- 第15条 本フォーラムに、理事会を補佐するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、役員が所属する企業、団体等が推薦する者で構成する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、幹事の互選とする。

(企画運営委員会)

第16条 代表幹事は、必要に応じて、企画運営委員会を置くことができる。

(分科会)

第17条 本フォーラムに、必要に応じて、分科会を置くことができる。

(会計)

- 第 18 条 本フォーラムの経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第19条 会員は、別に定める会費を所定の期日までに納入するものとする。

(事務局)

- 第20条 本フォーラムに事務局を置く。
- 2 事務局は、当面の間、広島県環境県民局環境政策課内に置く。

(規約の改正)

第21条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本フォーラムの運営について必要な事項は、理事会の議決 を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成 17 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 本フォーラムの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 14 条第3項第2号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本フォーラムの設立当初の会計年度は、第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から直近の 3月 31 日までとする。
- 4 この規約は平成 18 年 5 月 24 日から施行する。
- 5 この規約は平成20年5月30日から施行する。
- 6 この規約は平成23年5月24日から施行する。

# ひろしま地球環境フォーラム会費規程

#### (会費)

- 第1条 ひろしま地球環境フォーラム規約第19条に規定する一般会員の会費は、1口当たりの年額 を次のとおりとし、1会員当たりの口数には、制限を設けない。ただし、理事会が会費を免除する ことが適当であると認める会員については、このかぎりでない。
  - (1) 企業 20,000円
  - (2) 団体 10,000円
  - (3) 行政 10,000円
- 2 賛助会員の会費は、1 口当たりの年額を 1,000 円とし、1 会員当たりの口数には、制限を設けない。

#### (納入期日)

第2条 会員は、会費を毎年度、原則として6月末日までに納入するものとする。ただし、会費納入期日後の新規加入会員は、入会時に納入するものとする。

#### 附 則

- 1 この規定は、平成 17 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度の会費の納入期日については、会長が別に定める。